諮問庁：厚生労働大臣
諮問日：令和７年８月２５日（令和７年（行情）諮問第９４２号）
答申日：令和８年１０月３０日（令和８年度（行情）答申第７３４号）
事件名：特定事業場に係る安全衛生指導復命書等の一部開示決定に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の２に掲げる３文書（以下、順に「対象文書１」ないし「対象文書３」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の４欄に掲げる部分を開示すべきである。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年５月２日付け大開第７－３－２号により大阪労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

個人情報に至る箇所の不開示は理解するが、労働局としてどのような指導や改善策・再発防止対策などの処置が取られ、労働環境などが改善されたか？が知りたい尊い生命を亡いながら、平然と弊社に対し劣悪な環境での業務を強いてきた「特定事業所」に対して、弊社スタッフの生命を守るため

第３　諮問庁の説明の要旨

１　本件審査請求の経緯

（１）審査請求人は、開示請求者として、令和７年４月７日付け（同月９日受付）で、処分庁に対して、法３条の規定に基づき、別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）に係る開示請求を行った。

（２）これに対して、処分庁が、令和７年５月２日付け大開第７－３－２号により一部開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同月２６日付け（同月２８日受付）で本件審査請求を提起したものである。

２　諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分を維持することが妥当である。

３　理由

（１）本件対象文書の特定について

特定労働基準監督署において探索を行ったところ、特定年に特定事業場に対して行った監督指導等の記録が認められた。これらの監督指導等に係る安全衛生指導復命書及び監督復命書並びに添付資料（別表に掲げる文書番号１から３までの文書（以下それぞれ「対象文書１」ないし「対象文書３」という。））を本件対象文書として特定した。

（２）不開示情報該当性について

不開示部分ごとの不開示情報の適用条項は別表のとおりであり、該当条項ごとの不開示情報該当性については以下のとおりである。

ア　法５条１号の不開示情報該当性について

本件対象文書には、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人を識別することができる情報が含まれており、法５条１号の不開示情報に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

イ　法５条２号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、本件特定会社における労務管理状況等種々の内部管理情報がありのまま具体的に記述されており、これらが公にされた場合には、取引関係や人材確保等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、これらの情報は、法５条２号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

ウ　法５条４号及び６号イの不開示情報該当性について

本件対象文書には、特定労働基準監督署が行った監督指導の手法や詳細、また、本件特定会社が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が記載されている。これらが公にされた場合には、本件特定会社や労働者と特定労働基準監督署との信頼関係が失われ、事業者や労働者が関係資料の提出や特定労働基準監督署に対する情報提供に協力的でなくなり、さらに、本件特定会社においては、指導に対する自主的改善意欲を低下させ、特定労働基準監督署に対する関係資料の提出等情報提供にも一切協力的でなくなり、ひいては労働関係法令違反の隠蔽を行うようになるなど、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあり、かつ、労働基準行政機関が行う事務に関する情報であって、検査事務という性格を持つ臨検監督指導業務に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法な行為の発見を困難にするおそれがある。

したがって、これらの情報は、法５条４号及び６号イの不開示情報に該当するため、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

（３）審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、原処分は、「個人情報に至る箇所の不開示は理解するが、労働局としてどのような指導や改善策・再発防止対策などの処置が取られ、労働環境などが改善されたか知りたい」と主張し、その理由として、「尊い生命を亡いながら、平然と弊社に対し劣悪な環境での業務を強いてきた「特定事業所」に対して、弊社のスタッフの生命を守るため」と申述している。

しかしながら、本件対象文書に係る不開示情報該当性については、上記（２）で述べたとおりであり、審査請求人の主張は、本件対象文書情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

４　結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり、棄却すべきである。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和７年８月２５日　　諮問の受理
②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受
③　同年９月８日　　審議
④　令和８年９月１４日　　本件対象文書の見分及び審議
⑤　同年１０月２６日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法５条１号、２号イ、４号及び６号イに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第２の２）において、本件対象文書の不開示部分のうち、別表の２欄に掲げる部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めていると解され、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２　本件不開示部分の不開示情報該当性について

（１）開示すべき部分（別表の４欄に掲げる部分）について

ア　通番２及び通番１９の４欄に掲げる部分は、安全衛生指導復命書及び監督復命書に記載された「指導種別」欄及び「監督種別」欄であり、原処分で開示されている情報から、既に明らかにされている情報又は推認できる情報であると認められる。

当該部分は、これを公にしても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導及び監督指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法５条４号及び６号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ　通番３ないし通番６、通番８、通番９、通番１６、通番１７、通番２０、通番２２、通番２４、通番２５、通番３０、通番３１、通番３５及び通番３６の４欄に掲げる部分は、安全衛生指導復命書及び監督復命書に記載された「指導年月日」、「業種」、「安全衛生指導重点対象区分」、「特別監督等対象区分」、「監督年月日」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「署長判決」（日付部分のみ）、「参考事項・意見」及び「別添」の各欄並びに右下の枠外にある数字及び日付の記載の全部又は一部である。

このうち、（ⅰ）「指導年月日」欄、「監督年月日」欄及び「署長判決」欄（日付部分のみ）は、日付が記載されているにすぎず、（ⅱ）「業種」欄は、原処分において開示されている「事業の名称」欄に記載された特定株式会社のウェブサイトにおいて一般に公表されている情報であると認められ、（ⅲ）安全衛生指導復命書の「安全衛生指導重点対象区分」欄及び「特別監督等対象区分」欄は、空欄であり、空欄であることに特段の意味があるとは認められず、（ⅳ）監督復命書の「監督重点対象区分」欄及び「特別監督対象区分」欄は、監督種別が定期監督の場合に限り、記載されるものであるが、本件の監督種別は、原処分で開示されている「参考事項・意見」欄の記載から、労災事故に関して行われたことが明らかであって、定期監督とは認められず、同欄は空欄であることが推認できるものであり、（ⅴ）「参考事項・意見」欄は、諮問庁が別件諮問事件において諮問に当たり新たにその一部を開示することとしている文書の提示を受けて、当審査会が確認したところ、諮問庁が同文書において開示することとしている情報と同様の内容と認められ、また、原処分で開示されている情報から、既に明らかにされている情報又は推認できる情報であると認められ、（ⅵ）「別添」欄は、あらかじめ選択肢として印字された複数の別添文書名のうち、安全衛生指導復命書及び監督復命書本体に続く「続紙」が選択されたことを示しているにすぎず、続紙が存在することは原処分において開示されていることが認められ、（ⅶ）右下の枠外にある数字及び日付の記載は、安全衛生指導復命書及び監督復命書の印刷出力等に関連する日付等が印字されているにすぎない。

当該部分は、これを公にしても、労働基準監督機関が行う安全衛生

指導及び監督指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれは認められず、その他これを不開示とすることが妥当であるとする諮問庁の理由説明書の説明（上記第３の３（２））はいずれも首肯できない。

したがって、当該部分は、法５条２号イ、４号及び６号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ　通番３７の４欄に掲げる部分は、安全衛生指導復命書及び監督復命書の添付資料であり、法令に基づき、労働者が労働災害により死亡したとき等に、事業者が所轄労働基準監督署長に提出することとされているものである。また、当該文書に記載されている内容も（ⅰ）特定株式会社における事業の概要等に関する一般的な情報、（ⅱ）原処分において開示されている情報と同じ情報又は（ⅲ）当該文書が特定労働基準監督署に提出された日付や同監督署の職員による形式的な記載等である。

当該部分には、特定の個人を識別することができる情報は含まれておらず、また、これを公にしても、労働基準監督機関が行う安全衛生指導及び監督指導の事務に関し、正確な事実の把握を困難にする等のおそれは認められず、その他これを不開示とすることが妥当であるとする諮問庁の理由説明書の説明（上記第３の３（２））はいずれも首肯できない。

したがって、当該部分は、法５条１号、２号イ、４号及び６号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

（２）その余の部分（別表の４欄に掲げる部分を除く部分）について

ア　通番１、通番７、通番１０ないし通番１６の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、安全衛生指導復命書（続紙を含む。以下同じ。）の「完結区分」、「労働者数」、「Ｎｏ．」、「違反法条項・指導事項等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考１」、「備考２」及び「別添」の各欄の全部又は一部である。

当該部分は、（ⅰ）完結の種別、（ⅱ）担当官が調査した特定株式会社の内部情報、（ⅲ）本件指導の結果として法違反が認められた場合の違反法条項、指導事項等が記載されていることが認められる。

当該部分は、これを公にすると、特定事業所（特定株式会社）を始めとする関係事業者等の信頼を失い、労働基準監督機関の調査への協力をちゅうちょさせることとなり、又は特定労働基準監督署の調査手法・内容等が明らかとなり、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると

認められる。

したがって、当該部分は、法５条６号イに該当し、それぞれの通番の３欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

イ　通番８及び通番９の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、安全衛生指導復命書の「署長判決」及び「参考事項・意見」の各欄の全部又は一部であり、特定労働基準監督署における安全衛生指導の対応方針、又は同監督署の担当官の調査結果及びその取扱い等が記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条２号イ及び４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

ウ　通番１８、通番２１、通番２３、通番２６ないし通番２９及び通番３２ないし通番３５の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、監督復命書（続紙を含む。以下同じ。）の「完結区分」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「外国人労働者区分」、「労働組合」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「Ｎｏ．」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」及び「別添」の各欄の全部又は一部である。

当該部分は、（ⅰ）完結の種別、（ⅱ）担当官が調査した特定株式会社の内部情報、（ⅲ）本件監督指導の結果として法違反が認められた場合の違反法条項、指導事項等が記載されていることが認められる。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法５条６号イに該当し、それぞれの通番の３欄に掲げるその他の不開示事由（同条各号）について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

エ　通番３０及び通番３１の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、監督復命書の「署長判決」及び「参考事項・意見」の各欄の全部又は一部であり、特定労働基準監督署における監督指導の対応方針、又は同監督署の担当官の調査結果及びその取扱い等が記載されていることが認められる。

当該部分は、上記アと同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条２号イ及び４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

オ　通番３７の不開示部分（別表の４欄に掲げる部分を除く。）は、安全衛生指導復命書及び監督復命書の添付資料であり、本件安全衛生指導及び監督指導における調査結果が明らかになる情報や特定事業所（特定株式会社）の労務管理に関する内部情報等が記載されているこ

とが認められる。

当該部分は、上記アと同様の理由により、法５条６号イに該当し、同条１号、２号イ及び４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法５条１号、２号イ、４号及び６号イに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分のうち、別表の４欄に掲げる部分を除く部分は、同号イに該当すると認められるので、同条１号、２号イ及び４号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条１号、２号イ、４号及び６号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第３部会）

委員　稲山文男、委員　久末弥生、委員　芳仲美惠子

別紙

１　本件請求文書

特定グループが運営している特定事業所（特定住所）において、令和元年特定月に発生した死亡事故（特定症状）における特定労働基準監督署が調査、対応、指導、改善策、改善の確認等を行ったことが分かる文書、資料（監督関係）

２　本件対象文書

（１）安全衛生指導復命書（対象文書１）

（２）監督復命書（対象文書２）

（３）添付資料（対象文書３）

別表

1　文書番号及び対象文書名		2　不開示部分			3　通番	4　開示すべき部分
		頁	該当部分	法５条各号該当性		
1	安全衛生指導復命書	1、2	「完結区分」欄	４号、６号イ	1	－
			「指導種別」欄	４号、６号イ	2	全て
			「指導年月日」欄	２号イ、４号、６号イ	3	全て
			「業種」欄	２号イ、４号、６号イ	4	全て
			「安全衛生指導重点対象区分」欄	２号イ、４号、６号イ	5	全て
			「特別監督等対象区分」欄	２号イ、４号、６号イ	6	全て
			「労働者数」欄	２号イ、４号、６号イ	7	－
			「署長判決」欄	２号イ、４号、６号イ	8	日付部分
			「参考事項・意見」欄	２号イ、４号、６号イ	9	１頁　１行目及び２行目
			「Ｎｏ．」欄	２号イ、４号、６号イ	１０	－
			「違反法条項・指導事項等」欄	２号イ、４号、６号イ	１１	－
			「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄	２号イ、４号、６号イ	１２	－
			「確認までの間」欄	２号イ、４号、６号イ	１３	－
			「備考１」欄	２号イ、４号、６号イ	１４	－
			「備考２」欄	２号イ、４号、６号イ	１５	－
			「別添」欄	２号イ、４号、６号イ	１６	左から２番目の選択項目

			右下の枠外にある数字及び日付	２号イ、４号、６号イ	１７	全て
２	監督復命書	３、４	「完結区分」欄	４号、６号イ	１８	－
			「監督種別」欄	４号、６号イ	１９	全て
			「監督年月日」欄	２号イ、４号、６号イ	２０	全て
			「労働者数」欄	２号イ、４号、６号イ	２１	－
			「業種」欄	２号イ、４号、６号イ	２２	全て
			「家内労働委託業務」欄	２号イ、４号、６号イ	２３	－
			「監督重点対象区分」欄	２号イ、４号、６号イ	２４	全て
			「特別監督対象区分」欄	２号イ、４号、６号イ	２５	全て
			「外国人労働者区分」欄	２号イ、４号、６号イ	２６	－
			「労働組合」欄	２号イ、４号、６号イ	２７	－
			「週所定労働時間」欄	２号イ、４号、６号イ	２８	－
			「最も賃金の低い者の額」欄	２号イ、４号、６号イ	２９	－
			「署長判決」欄	２号イ、４号、６号イ	３０	日付部分
			「参考事項・意見」欄	２号イ、４号、６号イ	３１	３頁　１行目及び２行目
			「Ｎｏ．」欄	２号イ、４号、６号イ	３２	－
			「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄	２号イ、４号、６号イ	３３	－
			「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」欄	２号イ、４号、６号イ	３４	－

			「別添」欄	２号イ、４号、６号イ	３５	左から２番目の選択項目
			右下の枠外にある数字及び日付	２号イ、４号、６号イ	３６	全て
３	添付資料	５ないし１２４	全て	１号、２号イ、４号、６号イ	３７	６７頁　標題、「労働保険番号」欄、「事業の種類」欄、「事業場の名称」欄、「職員記入」欄、「事業場の所在地」欄、「郵便番号」欄、左下年月日、左下の所轄労働基準監督署名、中央下の事業者職氏名１行目及び２行目、４行目、右下受付印全て

（注）１　当表は、理由説明書に基づき、当審査会事務局において作成した。

２　審査請求人が、不開示部分の開示を求めていないと解される以下の部分は含まない。

１　文書番号及び対象文書名		２　不開示部分	
		頁	該当部分
１	安全衛生指導復命書	１、２	「面接者職氏名」欄
			「代表者職氏名」欄
２	監督復命書	３、４	「面接者職氏名」欄
			「代表者職氏名」欄